

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

島田市

2 構造改革特別区域の名称

島田市どぶろく特区

3 構造改革特別区域の範囲

島田市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置・地勢

島田市（以下「本市」という。）は、静岡県ほぼ中央に位置しています。東西に約23km、南北に約31km、総面積は315.7 km²で、静岡県35市町のうち6番目に広い面積をもつ自治体となっています。

北部には南アルプスへ続く山々が連なり、南西には緑豊かな牧之原台地が広がります。また、南アルプスに源を発し、駿河湾にそそぐ大井川が市内を流れています。

市内中央部においては新東名高速道路が東西に通過するほか、その南側には国道1号、JR東海道本線・東海道新幹線及び東名高速道路が通るなど、交通の要衝となっています。さらに、市域南端には富士山静岡空港があり、全国各地や世界をつなぐ空路の玄関口でもあります。

(2) 人口

人口は令和2年（国勢調査）時点で95,719人であり、前回の国政調査結果と比較すると2,393人減少（人口減少率2.4%）しており、静岡県全体の人口減少率1.8%と近い数値となっています。人口については平成7年度をピーク（103,490人）に減少を続けており、現在人口減少を抑制するためのまちづくりを進めています。

(3) 気候

本市の年平均気温は約16°Cで、比較的温暖な地域です。雪がふることは滅多にありません。年間降水量は2684.5mmで、静岡県内の平均よりもやや少なめです。

(4) 地勢・産業

土地利用の状況については、山林が市域全体の約155.5 km²（約49%）を占め、次いで畑約28.6 km²（約9%）、宅地約17 km²（約5%）となっています。主に、市域北部に山林が多く、市域南部

の主要な交通網の整備が進んでいるところに住宅地が多い状況です。また、全国で最も茶の産出額が大きい静岡県において2番目の産出額を誇る茶の産地であり、市内の多くの場所に茶畑が広がっています。

さらに、市内のほぼ中心に大井川が流れており、その周辺に大井川鐵道や蓬莱橋といった地域資源が多くあるとともに、その豊富な水資源を活用した企業誘致が進んでいます。

(5) 地域づくり

本市では、近年人口減少が進む中においては、「量」から「質」への転換を図る「縮充」の考え方が重要であると考えています。これは、行政が中心となって進めればよいものではなく、まちづくりは市民の手の中にあるという意識を醸成し、市民と行政が協力をしながら進めていく必要があるものです。投資できる財（ヒト・カネ）が徐々に限られていく中、必要な施策・事業を検討し、そこに資源を集中することで、暮らしの満足度を高めていきます。

また、新型コロナウイルス感染症の流行をきっかけとしたデジタル化の急速な進展、地球温暖化や台風等の災害の激甚化など、社会環境は大きく変化しています。そういった情勢の中においては、近未来だけを考えるのではなく、長期的な視点でまちづくりを進めていく必要があります。このような視点から、本市では、「縮充」に「循環型社会」「DX」の2つを加えた3つの戦略を「未来につなぐ三大戦略」として位置づけ、豊かで持続可能な社会を実現し、次の世代に素晴らしい本市をつないでいきます。

5 構造改革特別区域計画の意義

農業従事者の高齢化や後継者不足による担い手の減少、生産物の価格低迷など、農業を取り巻く状況は年々厳しくなっています。豊かな自然環境を背景に発展してきた歴史ある農業を振興し継承していくためには、担い手の育成や農地の集積・集約化を進めるとともに、農業の6次産業化などにより稼ぐ農業を実現していく必要があります。

こうした中、本特区計画は本市における稼ぐ農業の実現につながるとともに、本特区計画が発端になり、新しいことにチャレンジする農業者の増加や、積極的にチャレンジする姿勢や考え方の浸透につながり得るものであると考えています。

また、本市の産業全般は、大井川の豊かな水資源に支えられながらここまで発展してきました。そして、市の賑わい創出につながる認知度の向上、観光交流客数や関係人口の増加についても、この大井川を中心に取組を広げていくことを計画しています。しかし、少なくとも現状は、大井川の認知度などの優位性を、本市における米農業に活用できているとは言い難い状況です。米の生産、どぶろくの製造ともに水の利用は必須であり、大井川と結びつけることによる両者の活性化が大いに見込め、さらに大井川を中心とした観光の活性化などの取組との相乗効果から、より活性化が進むものと考えています。

このため、本市における本特区計画の意義は非常に大きいものと考えています。

6 構造改革特別区域計画の目標

本特区計画により、どぶろくを製造する特定農業者の増加、また、農家民宿や農園レストランの経営を始めて特定農業者になる農業者の増加が見込まれるとともに、製造されたどぶろくを市内外にアピールしていくことで、観光交流客の増加など地域振興につなげていきます。

また、稼ぐ農業の一端としてアピールすることで、農業の6次産業化の進展や荒廃農地の解消など農業の活性化を実現していきます。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

本特区計画と大井川を中心に進める地域資源の活用などの取組の相乗効果により、観光交流客数や関係人口の拡大を見込んでいます。

また、稼ぐ農業や持続可能な農業の実現にも寄与し、ひいては都市と農村の交流の活性化につながるものと考えています。

なお、本特区計画については本市内事業者の提案を受けて申請するものですが、製造予定事業者は集客力が大きな飲食店を経営しており、また、製造技術についても市内の酒造場が支援予定であるため、上記効果発現は大いに期待できるものと考えています。

○観光交流客数などの増加

区分	令和4年度実績	令和9年度目標
観光交流客数	2,554,345人	3,000,000人
宿泊者数	215,033人	240,000人
観光消費単価	5,633円/1人	6,600円/1人

○特定農業者によるどぶろくの製造件数の増加

区分	令和6年度目標	令和9年度目標
特定農業者のどぶろく製造件数	1件	3件

○特定酒類製造数量の増加

区分	令和6年度目標	令和9年度目標
特定酒類製造数量の増加	300リットル	900リットル

○農家民宿を経営する農業者の増加

区分	令和4年度実績	令和9年度目標
農業者が経営する農家民宿の件数	0件	3件

8 特定事業の名称

707 (708) 特定農業者による特定酒類の製造事業 (構造改革特別区域法第25条)

別紙

1. 特定事業の名称

707(708) 特定農業者による特定酒類の製造事業（構造改革特別区域法第25条）

2. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において、酒類を自己の営業場において飲用に供する業（旅館、農家民宿、飲食店等）を営む農業者で、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として特定酒類（構造改革特別区域法第25条第1項第2号に掲げる酒類（以下「濁酒」という。））を製造しようとする者

3. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4. 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

(2) 事業が行われる区域

島田市の全域

(3) 事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

(4) 事業により実現される行為や整備される施設などの詳細

上記2に記載の者が米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした濁酒の提供を通じて地域の活性化を図るために濁酒を製造する。

5. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、農家レストラン、飲食店、農家民宿等を営む農業者が、米（自ら生産したもの又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料として濁酒を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6キロリットル）が適用されず、酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、稼ぐ農業や持続可能な農業の実現による都市と農村との交流の活性化が進むとともに、本市の認知度の向上、地域の活性化が期待される。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに税務当局の検査や調査の対象とされることから、本市は、無免許製造を防止するために、制度内容の広報周知に努めるとともに、特定農業者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行う。